

# 一般社団法人マツリズム 定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人マツリズムと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は全国各地に根付くお祭りを地域コミュニティの核と捉え、お祭りを通じて地縁を超えた人のつながりを生み出すことで人と町を元気にし、これらの活動を通じて、価値観の異なる人々が、互いの考え方を受け入れ互いに尊重し合う、多様性ある社会を創出することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 祭りをはじめとする地域文化の体感プログラムの開発と提供
- (2) 祭りに関する調査研究
- (3) 祭りの継承・発展のためのノウハウ・技能共有を目的とした研修の実施
- (4) 祭り・地域文化に関する効果的な情報発信
- (5) 祭り活性化のための企画提案・実行支援
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 6 条 会員の入会条件については、代表理事が別に定める。

2 会員として入会しようとするものは、別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を得る必要がある。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、退会希望日の 1 か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反したとき、その他除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 半年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 総会は、社員をもって構成する。

(開催)

第 13 条 定時社員総会は、毎年 1 回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、会日より 1 週間前までに社員に対して通知しなければならない。ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(決議の方法)

第 15 条 総会における議決事項は、前項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 16 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員

総会において議長を選出する。

(決議及び報告の省略)

第 18 条 理事又は会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(総会の議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印又は電子署名をする。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上

(選任等)

第 21 条 理事は、社員総会において社員の中から選任する。ただし必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 当法人の理事が2名以上である場合でそのうち1名を代表理事とするときは、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(任期等)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
- 4 理事は、再任されることができる。

(役員解任)

第 24 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第26条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会にて承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第29条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けた場合に限る。）に贈与する。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第36条 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から、平成29年10月31日とする。

(設立時の役員等)

第37条 この法人の設立時理事、設立時代表理事は、次の者とする。

代表理事	大原 学
理事	岩楯 恭司

(設立時社員の氏名及び住所)

第38条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都渋谷区幡ヶ谷1-17-16-ルシオール幡ヶ谷204  
設立時社員 大原 学

住所 東京都中央区新川1-26-17 パレソレイユ東京日本橋501  
設立時社員 岩楯 恭司

(法令の準拠)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

(平成30年1月19日)

変更後の定款は、平成30年度定時社員総会の承認のあった日から施行する。

上記は、当法人の現行定款に相違ありません。

平成30年1月19日  
一般社団法人 マツリズム 代表理事 大原 学 印